

# 佐世保市事業者一時支援金

新型コロナウイルス感染症の急増を受け、長崎県が令和3年1月6日に特別警戒警報を発令し、これに伴い実施された飲食店等の営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛要請等により、大きな影響を受けた市内の関連事業者に対して支援金を支給するものです。

## 支給対象者（様々な業種が対象となります）

以下の条件を全て満たす方

- (1)長崎県下全域への特別警戒警報等が発令されたことに伴い、次の①又は②のいずれかに該当し、令和3年1月または2月の売上高（申請者が営む事業の全売上高）が対前年比（または対前々年比）20%以上減少していること。  
①県内における不要不急の外出・移動自粛による影響を受けたこと  
②県の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接の取引があること
- (2)令和3年2月1日を基準日とし、現在に至るまで市内に本社または本店を有する法人、または、市内に住所を有する個人事業主（佐世保市民）であること。  
※令和3年1月1日以降に創業された事業者は対象外
- (3)長崎県内の各自治体から飲食店等に対し給付される営業時間短縮要請協力金を受けていない（受けない）こと。  
※その他の給付金を受給されていても対象となります。
- (4)令和2年12月末までに納期限が到来している市税について滞納がないこと（または市から納付の猶予を受けていること）。

## 支給額

令和3年1月または2月の売上高が対前年比（または対前々年比）で

- 減少率50%以上の場合 1事業者あたり 25万円
- 減少率20%以上～50%未満の場合 1事業者あたり 15万円

## 提出書類

佐世保市事業者一時支援金交付申請書 ほか裏面のとおりに

（市ホームページからダウンロード可。市役所・支所、商工会議所、農協、漁協窓口にも設置しています）

## 支援金の申請及び給付方法

感染拡大防止の観点から、郵送による非対面方式とし、給付は銀行口座への振込とする。

## 提出先

〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号

佐世保市役所 緊急経済雇用対策本部事務局（事業者一時支援金事務局）宛

## 申請期間

令和3年3月2日（火）から令和3年4月30日（金）まで（当日消印有効）

**5月31日（月）**

## ○ 佐世保市事業者一時支援金コールセンター

0956-38-3026（平日・9時～17時）

（※）農林業または漁業を営まれている方については、下記にお問い合わせください。

農林業の場合：佐世保市役所 農業畜産課 0956-24-1111（内線3037～3039）

漁業の場合：佐世保市役所 水産課 0956-24-1111（内線3053～3056）

## <提出書類>

### 法人

#### (1) 佐世保市事業者一時支援金交付申請書(様式1)

※業歴に応じて「業歴1年以上」または「業歴1年未満」のいずれかをご使用ください。

#### (2) 誓約書(様式2)

#### (3) 事業を営んでいることが確認できる書類の写し

・直近の法人税の確定申告書(別表一)の控えの写し(1枚)

※決算を1期も迎えていない場合・・・法人登記履歴事項全部証明書

※NPO法人・公益法人等・・・法人登記履歴事項全部証明書 + 年間の事業収入がわかる書類

#### (4) 売上高が確認できる帳簿等の写し(下記の①及び②を提出) ← ※資料の添付を省略できる場合があります。

① 対象月(令和3年1月または2月)の月別売上を示した帳簿等

売上台帳、帳面その他、対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類 など

② 比較月(上記①の前年同月(または前々年同月))の月別売上を示した帳簿等

帳簿等については、i)またはii)のいずれかを提出してください。

i)法人事業概況説明書の控え(2枚・両面)(「月別の売上高等の状況」の記載が必要)

ii)売上台帳、帳面その他、対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類

▼令和2年2月2日から令和2年1月1日までに創業した場合

・「令和2年2月分の売上」か「令和2年2月から令和2年12月までのうちの任意の連続する2か月分の売上の平均月額」のいずれか高い方の月別売上を示す帳簿等

▼令和2年1月2日から令和2年12月末日までに創業した場合

・「令和2年12月分」と「令和2年11月分及び同年12月分の売上の平均月額」のいずれか高い方の月別売上を示す帳簿等

#### (5) 振込先の通帳の表紙の裏面(1・2ページ目)の写し

### 個人事業主

#### (1) 佐世保市事業者一時支援金交付申請書(様式1)

※業歴に応じて「業歴1年以上」または「業歴1年未満」のいずれかをご使用ください。

#### (2) 誓約書(様式2)

#### (3) 事業を営んでいることが確認できる書類の写し

・令和2年分の所得税の確定申告書(第一表)の控えの写し(1枚)(未済の場合は、令和元年年分)

※令和2年1月1日から令和2年12月末日までに開業者の場合・・・開業届(の控え)または営業許可書等

#### (4) 売上高が確認できる帳簿等の写し(下記の①及び②を提出) ← ※資料の添付を省略できる場合があります。

※売上台帳や売上をつける帳簿がない場合は、該当する月の売上伝票の写しや仕切書の写しを提出してください。

① 対象月(令和3年1月または2月)の月別売上を示した帳簿等

売上台帳、帳面その他、対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類 など

② 比較月(上記①の月の前年同月(または前々年同月))の月別売上を示した帳簿等

i)青色申告を行っている場合

所得税青色申告決算書の控え(1・2ページ目)(「月別売上(収入)金額」の記載が必要)

ii)白色申告を行っている場合、または申告未済の場合

売上台帳、帳面その他、比較月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類(書類は整理の上ご提出ください。)

※フリーランス等で確定申告書上「給与」で計上されている場合は、対象となる売上に係る業務委託契約書等の写し

▼令和2年2月2日から令和2年1月1日までに創業した場合

・「令和2年2月分の売上」か「令和2年2月から令和2年12月までのうちの任意の連続する2か月分の売上の平均月額」のいずれか高い方の月別売上を示す帳簿等

▼令和2年1月2日から令和2年12月末日までに創業した場合

・「令和2年12月分」と「令和2年11月分及び同年12月分の売上の平均月額」のいずれか高い方の月別売上を示す帳簿等

#### (5) 振込先の通帳の表紙の裏面(1・2ページ目)の写し

※上記「(4)売上高が確認できる帳簿等の写し」については、商工会議所・商工会、税理士、佐世保市産業支援センターの証明がある場合は、添付を省略することができます。(詳しくは市ホームページをご確認下さい。)